

第77回 定時株主総会 招集ご通知



2025年6月24日（火曜日）

日時

午前10時（午前9時開場）



場所

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

ホテルモントレ グラスミア大阪
21階「スノーベリー」

※お土産の配布はございません。

当日は、株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。そちらのご利用もご検討ください。

上新電機株式会社

証券コード：8173

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（商号の変更）
- 第3号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬総額決定の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8173/>



経営理念体系

経営理念

- 人と社会の未来を笑顔でつなぐ

経営ビジョン

- 家電とICTの力で
生活インフラのHubになる

2つの社会価値

- 高齢社会の
レジリエンス強化支援
- 家庭のカーボンニュートラル
の実現

ジョーシングループ 行動宣言

• 私たち一人ひとりの 5つの活動基本方針

お客様への誓い

Joshinは、お客様のニーズを先取りし、楽しく快適で豊かなライフスタイルを提案します。Joshinならではの安心と満足を提供し、いつも選ばれるJoshinを目指します。

社会への誓い

Joshinは、社会的正義を尊重し、法令およびその精神を遵守します。
Joshinは、安心・快適かつ健康に暮らせる環境の維持・創造に努めます。

取引先・提携先への誓い

Joshinは、総ての取引先・提携先とのよきパートナーシップを大切にします。

株主・投資家への誓い

Joshinは、透明な企業経営により、株主・投資家の理解と共感を得る行動に努めます。

社員とともに

Joshinは、一人一人の個性を尊重し、ともに成長することを目指します。

社は **愛**

証券コード：8173
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株主の皆さまへ

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

上新電機株式会社

代表取締役兼社長執行役員 **金 谷 隆 平**

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト（株主総会資料掲載ページ）】

<https://www.joshin.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「上新電機」または「コード」欄に当社証券コード「8173」を入力して検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください)

【宝印刷ウェブサイト（株主総会資料掲載ページ）】

<https://s.srdb.jp/8173/>



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、当日の株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は後記の「株主総会インターネット参加のご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪21階 「スノーベリー」
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第77期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（商号の変更）
- 第3号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬総額決定の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

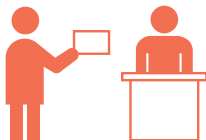
以 上

-
- 会社法改正により、電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）については、インターネット上の当社ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、法令の定める基準日（3月31日）までに書面交付請求をいただいていない株主さまには、要約版の書面をお送りしております。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正内容を掲載させていただきます。
 - 電子提供措置事項のうち、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - 今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（<https://www.joshin.co.jp/>）
 - 本株主総会での株主さまへのお土産はご用意しておりません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。ご出席の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時

代理人をご出席の場合は、議決権行使書用紙に加え、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
なお、代理人は当社の議決権を有する株主さま1名となりますのでご了承ください。



車いす等にてご来場の株主さまには、会場内に専用のスペースをご用意しております。会場受付後、スタッフがご案内いたします。

株主総会にご出席されない場合



インターネットによる議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき、次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時締切



郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時到着分まで

インターネット及び郵送（書面）の両方で議決権行使をされた場合、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時締切

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

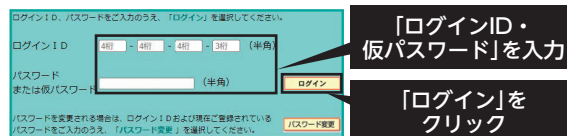


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（通話料無料）
（受付時間 午前9時から午後9時まで）

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本總會につき、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会インターネット参加のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日は会場後方から議長席及び役員席付近のみを撮影し、ご出席株主さまは映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2025年6月24日（火曜日） 午前10時から株主総会終了時まで

※配信画面には、開始時間30分前の午前9時30分頃にアクセス可能となります。

※ライブ配信には万全を期しておりますが、やむを得ない事情によりライブ配信ができなくなる場合がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイト等によりお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

2. 当日視聴URL : <https://8173.ksoukai.jp>



3. ログイン方法

上記の当日視聴URLから株主さま認証画面（ログイン画面）にアクセスしてください。

ログインする際、「株主番号」が必要になります。**「株主番号」は議決権行使書用紙の控え(書面行使の際に郵送ハガキから切り分ける半券部分)の右下側に記載**されております。議決権行使書用紙の控えは当日まで大切に保管ください。

①株主ID : 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号（8桁）」

②パスワード：株主名簿上のご登録住所の「郵便番号（ハイフン不要7桁）」（3月末時点）

※インターネットで株主総会にご参加いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

4. お問い合わせ窓口

当日は、専用のコールセンターをご用意いたしますので、以下の番号までお問い合わせください。

T E L : 03-6833-6895

※株主総会当日午前9時30分～株主総会終了までの受付となります。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ①インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席にはあたりません。そのため、質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権については、行使期限にご留意いただいたうえで、インターネットまたは郵送（書面）により行使ください。
- ②撮影・録画、認証情報の第三者提供は禁止です。
- ③ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ④ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは株主の皆さまに対する利益還元を充実していくことを経営の最重要課題の一つとして認識し、配当政策は業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。また、この基本方針に加え連結配当性向の目安を40%以上としております。

当期の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開や経営環境等を総合的に勘案いたしましたうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

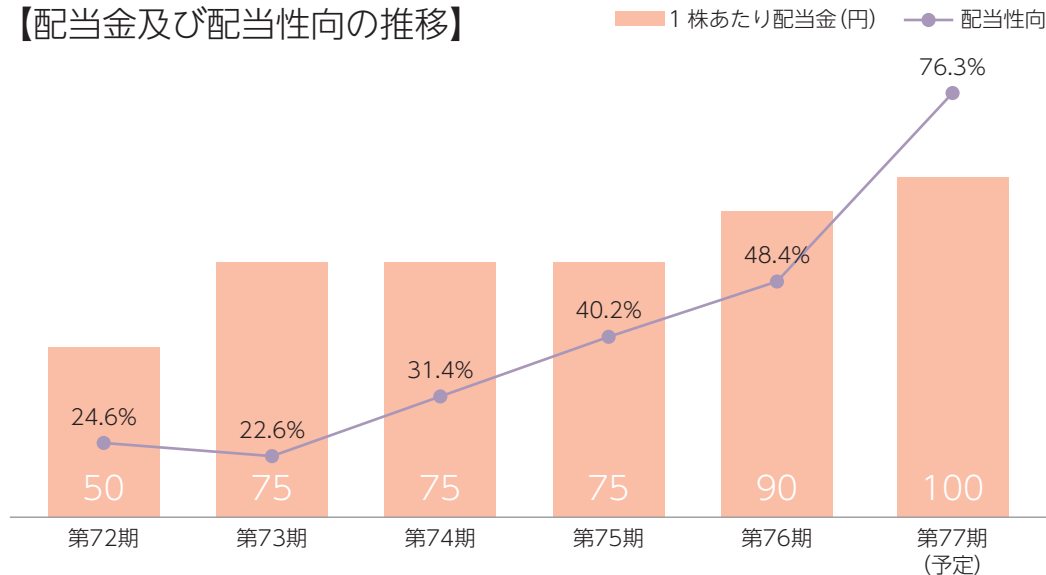
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金100円 総額 2,654,621,400円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

【配当金及び配当性向の推移】



第2号議案

定款一部変更の件（商号の変更）

1. 提案の理由

当社グループは、1948年に家電製品のパーツ販売店として創業後、家電専門店への転換や他社に先駆けてのサービス部門の開設など、その時代のお客様のニーズに対応するために様々な事業を展開してまいりました。現在の商号である「上新電機株式会社」に改称した後も現在に至るまで、まごころサービスの精神のもと常にお客様の立場にたち、安全安心な製品・サービスを提供するための事業展開を進めてまいりました。

当社グループは、経営理念「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」及び経営ビジョン「家電とICTの力で生活インフラのHubになる」のもと、「高齢社会のレジリエンス強化支援」と「家庭のカーボンニュートラルの実現」という2つの社会価値の創造を、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上につなげていくため、「電機」の枠にとらわれない柔軟な組織体制への移行を目指しております。

商号から「電機」を外すことで、今後の事業展開に広がりを持たせ、経営環境の変化に対して柔軟に対応するイメージを創出するとともに、ブランドと商号のイメージを統合するため、現行定款第1条（商号）を変更し、商号を「上新電機株式会社」から「株式会社 J o s h i n」（英文：Joshin Corporation）に変更するものです。

なお、本商号変更に関する定款変更につきましては、効力発生日に関する附則を設け、効力発生日を2026年4月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（商号） 第1条 当会社は<u>上新電機株式会社</u>と称する。 英文では <u>J o s h i n D e n k i C o . , L t d .</u> と表示する。 （新 設） （新 設）	（商号） 第1条 当会社は<u>株式会社 J o s h i n</u>と称する。 英文では <u>J o s h i n C o r p o r a t i o n</u> と表示する。 附 則 （商号変更の時期） 第1条 定款第1条（商号）の変更は、<u>2026年4月1日から効力を生じるものとする。なお、本条は、定款第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

第3号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 執行役員に関連する規定の追加

当社グループは、経営の意思決定の迅速化と監督機能・業務執行体制強化を狙いとして2016年より執行役員制度を導入しております。監査等委員会設置会社への移行による業務執行体制の一層の強化にあたり、執行役員の選任方法、役割を明確にするために、執行役員に関連する規定を定款に定めるものであります。

(3) その他、上記の変更に伴う字句の修正、文言の整理等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 (単元未満株式の買増請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。 2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会<u>において</u>定める株式取扱規則による。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 (単元未満株式の買増請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。 2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会<u>の</u>定める株式取扱規則による。

現行定款	変更案
(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (招集者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は<u>15名以内</u>とする。 (新 設)	(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた<u>取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (招集者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第4章 取締役および取締役会等 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は<u>7名以内</u>とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会で選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会で選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(取締役会の招集者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の招集者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>が招集し、議長となる。 2. <u>前項</u>の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に對して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができ</u><u>る取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新 設)	(取締役への委任) <u>第26条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定</u>により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
(取締役会規則) 第<u>26</u>条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役等) 第<u>27</u>条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。 3. <u>取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。</u> (取締役の報酬等) 第<u>28</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下、「報酬等」という。</u>) は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第<u>29</u>条 (条文省略) (新 設)	(取締役会規則) 第<u>27</u>条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役等) 第<u>28</u>条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</u> 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長1名を定めることができる。</u> (削 除) (取締役の報酬等) 第<u>29</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (社外取締役との責任限定契約) 第<u>30</u>条 (現行どおり) (<u>執 行 役 員</u>) 第<u>31</u>条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、当会社の業務を分担して行う責任者として執行役員を置くことができる。</u> 2. <u>当会社は、取締役会の決議によって、執行役員の中から社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を定めることができる。</u> 3. <u>執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。</u>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会で選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 (監査等委員会の決議の方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現行定款	変更案
(監査役会規則) 第36条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めあるもののほか監査役会の定める監査役会規則による。 (監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (社外監査役との責任限定契約) 第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 第39条～第42条 (条文省略)	(監査等委員会規則) 第34条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めあるもののほか監査等委員会の定める監査等委員会規則による。 (削 除) (削 除) 第35条～第38条 (現行どおり)

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役全員（9名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性 別	満年齢	取締役 在 任 年 数	当社における地位及び担当		取締役会 出席状況
					委員会職務	地位及び担当	
1	再 任 かな たに りゅう へい 金谷 隆平	男性	69歳	27年	指名・報酬委員	代表取締役 社長執行役員	18回/18回 (100%)
2	再 任 たか はし てつ や 高橋 徹也	男性	62歳	8年	指名・報酬委員	代表取締役 副社長執行役員 営業戦略担当	18回/18回 (100%)
3	再 任 やま ひら けい こ 山平 恵子 社 外 独 立	女性	64歳	6年	指名・報酬委員 実効性評価委員	社外取締役	18回/18回 (100%)
4	再 任 かわ の じゅん こ 河野 純子 社 外 独 立	女性	61歳	4年	指名・報酬委員 実効性評価委員	社外取締役	18回/18回 (100%)
5	再 任 にし かわ せい じ 西川 清二 社 外 独 立	男性	69歳	3年	指名・報酬委員 実効性評価委員	社外取締役	18回/18回 (100%)

(注) 1. 社 外 は社外取締役候補者を、独 立 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

2. 在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

3. 委員会職務は「指名・報酬委員会」「取締役会の実効性評価委員会」の委員を表しております。

4. 本議案をご承認いただいた場合、本総会後の取締役会において、金谷隆平氏は代表取締役会長に、高橋徹也氏は代表取締役兼社長執行役員に、それぞれ選定される予定であります。

候補者
番号

1

あなたに
金谷



在任年数 27年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

66,900株 (29,300株)

取締役会への出席状況
18回／18回 (100%)

りゅうへい

隆平

1956年1月30日生(満69歳) 男性

再任

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1979年3月 当社入社
1993年7月 当社総務部長
1998年6月 当社取締役総務部長
2002年3月 当社取締役営業企画本部長
2002年6月 当社常務取締役営業本部長
2006年4月 当社常務取締役経営企画本部長
2006年10月 当社専務取締役経営企画本部長
2008年7月 当社代表取締役専務経営企画本部長
2011年6月 当社代表取締役副社長経営企画本部長
2016年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長兼経営企画部長
2019年6月 当社代表取締役兼社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、主に総務・人事関連業務に従事し、2011年6月の代表取締役副社長就任後は、経営管理本部長、コンプライアンス統括責任者等を担当し、経営全般を統括する立場から会社の成長に貢献し、2019年6月の代表取締役兼社長執行役員就任後は、強いリーダーシップで会社の経営を牽引しつつ、経営の監督を適切に行ってまいりました。こうした経営経験と高い見識により、今後も業務執行の監督やガバナンスの強化、企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者に指名いたしました。なお、同氏が取締役に選任された場合には、本総会後の取締役会において、代表取締役会長に選定される予定です。

候補者
番号

2

たかはし
高橋



在任年数 8年

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

28,901株 (19,501株)

取締役会への出席状況
18回／18回 (100%)

てつや

徹也

1962年11月24日生(満62歳) 男性

再任

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1986年3月 当社入社
2013年6月 当社東京東海営業部長
2016年6月 当社執行役員営業本部店舗営業担当副本部長兼地域営業支援本部副本部長
2016年10月 当社執行役員営業本部長兼関西営業部長
2017年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長
2019年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長
2020年3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼J-web営業部長
2021年4月 当社取締役兼専務執行役員営業戦略担当
2021年6月 当社代表取締役兼専務執行役員営業戦略担当
2023年4月 当社代表取締役兼副社長執行役員営業戦略担当 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、多くの営業経験を有し、2016年6月からは当社執行役員、2023年4月からは代表取締役兼副社長執行役員に就任し、営業戦略担当として、中期経営計画を取りまとめ、当社グループの事業基盤の拡充、成長戦略を推進しております。こうした経営経験と高い見識により、今後も業務執行の監督やガバナンスの強化、企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者に指名いたしました。なお、同氏が取締役に選任された場合には、本総会後の取締役会において、代表取締役兼社長執行役員に選定される予定です。

候補者
番号

3

やまひら
山平



在任年数 6年

所有する当社株式の数
800株

取締役会への出席状況
18回／18回 (100%)

けいこ
恵子

1960年11月30日生(満64歳) 女性

再任

社外

独立

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1983年 4月 クボタハウス(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 入社
2010年 4月 三洋ホームズ(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 執行役員
2011年 6月 同社取締役常務執行役員
2012年 6月 三洋リフォーム(株) (現・サンヨーリフォーム(株)) 取締役
2013年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役専務執行役員、サンアドバンス(株)取締役
サンヨーホームズコミュニティ(株)取締役
2015年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役社長執行役員
2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ(株)代表取締役会長
2019年 6月 フジテック(株)社外取締役
当社社外取締役 (現任)
2021年 6月 (株)タカラレーベン (現・MIRARTHホールディングス(株)) 社外取締役 (現任)
2022年 6月 品川リフラクトリーズ(株)社外取締役 (現任)
2024年 6月 丸一鋼管(株)社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り住宅・リフォーム関連企業の業務に携わり、企業経営にも深く携わってきた経験を有しております。2019年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。同氏の経験と実績を活かし、独立した立場と客観的な視点から、今後も経営に対する監督に十分な役割を果たし、企業価値向上に寄与いただけるものと判断し、社外取締役候補者に指名いたしました。

候補者
番号

4

かわの
河野



在任年数 4年

所有する当社株式の数
- 株

取締役会への出席状況
18回／18回 (100%)

じゅんこ
純子

(現姓：山内)
1963年9月30日生(満61歳) 女性

再任

社外

独立

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1986年 4月 (株)リクルート入社
1997年 1月 同社「とらばーゆ」編集長
2008年 7月 住友商事(株)入社
2013年 2月 (株)グローバル人材研究所取締役
2018年 3月 河野純子事務所設立 (現任)
ライフシフト・ジャパン(株)執行役員CMO
2019年 9月 NPO法人Tokyo International Progressive School理事 (現任)
2020年 4月 慶應義塾大学SFC研究所上席所員 (現任)
2021年 6月 当社社外取締役 (現任)
2021年 12月 ライフシフト・ジャパン(株)取締役CMO (現任)
2022年 4月 ギャップグループホールディングス(株)社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、女性の活躍推進やカスタマー価値向上につながる経営アドバイス等を中心としたコンサルティング業務に携わり、企業経営の経験も有しております。2021年6月からは社外取締役として当社の経営に携わり、その職務を果たしてきました。特に営業マーケティング、ダイバーシティについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。同氏の経験と実績を活かし、独立した立場と客観的な視点から、今後も経営に対する監督に十分な役割を果たし、企業価値向上に寄与いただけるものと判断し、社外取締役候補者に指名いたしました。

候補者
番号

5

にしかわ
西川

せいじ
清二

1956年3月8日生(満69歳) 男性

再任

社外

独立



在任年数 3年

所有する当社株式の数
700株

取締役会への出席状況
18回/18回 (100%)

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1980年4月 日本電信電話公社（現・日本電信電話株）入社
2000年4月 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現・㈱NTTドコモ）情報システム部主幹技師
2001年10月 同社情報システム部主席技師
2003年6月 同社情報システム部長
2006年6月 同社執行役員情報システム部長
2012年6月 同社常務執行役員（CIO）情報システム部長
2013年6月 ドコモ・システムズ㈱代表取締役社長
2021年3月 みずほ銀行のシステム障害に関する「システム障害特別調査委員会（第三者委員会）」委員
2022年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、大手通信事業会社の情報システム部門で中核的役割を担ってきたことにより培われた幅広い見識・企業経営の経験を有しております。2022年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。特にICT・DXについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。同氏の経験と実績を活かし、独立した立場と客観的な視点から、今後も経営に対する監督に十分な役割を果たし、企業価値向上に寄与いただけるものと判断し、社外取締役候補者に指名いたしました。

-
- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **社外** は社外取締役候補者を、**独立** は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
- 3.河野純子氏の戸籍上の氏名は、山内純子であります。
- 4.山平恵子氏、河野純子氏、西川清二氏は社外取締役候補者であります。当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 5.山平恵子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- 6.河野純子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 7.西川清二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- 8.当社は、山平恵子氏、河野純子氏、西川清二氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。
- 9.当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第5号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性 別	満年齢	職・監 在 任 年 数	当社における地位及び担当		取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
					委員会職務	地位及び担当		
1	新任 ない どう きん や 社 外 独 立 内藤 欣也	男性	69歳	取締役 8年	指名・報酬委員長 実効性評価委員長	社外取締役	18回/18回 (100%)	- 回 / - 回 (- %)
2	新任 よし かわ かず み 社 外 独 立 吉川 和美	女性	53歳	監査役 2年	実効性評価委員	社外監査役	18回/18回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	新任 おお つき かず こ 社 外 独 立 大槻 和子	女性	52歳	監査役 1年	実効性評価委員	社外監査役	14回/14回 (100%)	11回/11回 (100%)

- (注) 1. 社 外 は社外取締役候補者を、独 立 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
2. 在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
3. 委員会職務は「指名・報酬委員会」「取締役会の実効性評価委員会」の委員を表しております。
4. 大槻和子氏の取締役会・監査役会出席状況は、2024年6月の監査役就任以降の状況を記載しております。

候補者
番号

1

ないとう
内藤

きんや
欣也

1955年11月24日生(満69歳) 男性

新任

社外

独立



取締役在任年数 8年

所有する当社株式の数
4,000株

取締役会への出席状況
18回／18回 (100%)

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1986年 4月 弁護士登録
1999年 3月 内藤法律事務所開設
2003年 6月 (株)イッコー (現・Jトラスト(株)) 社外監査役
2004年 2月 みずほパートナーズ法律事務所開設
2012年 4月 大阪弁護士会副会長
近畿弁護士会連合会常務理事
2014年 4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事
2016年 6月 当社社外監査役
(株)ファルコホールディングス社外取締役
2017年 4月 内藤法律事務所開設 (現任)
2017年 6月 当社社外取締役 (現任)
2019年 4月 大阪府人事監察委員会委員
2020年 1月 大阪市開発審査会会長

社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、法律家としての専門的知識や豊富な経験に加え、他社における社外取締役としての経験と高い見識を有し、2017年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。特に法務ガバナンス、人事労務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。同氏の経験と知見、実績を活かし、独立した立場と客観的な視点から適切に監査・監督の職務を遂行し、当社グループのガバナンス強化と企業価値の向上のために貢献をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者に指名いたしました。

候補者
番号

2

よしかわ
吉川

かずみ
和美

1971年8月16日生(満53歳) 女性

新任

社外

独立



監査役在任年数 2年

所有する当社株式の数
201株

取締役会への出席状況
18回／18回 (100%)

監査役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1995年 12月 中央監査法人入所
1999年 5月 公認会計士登録
2002年 4月 税理士登録
2007年 8月 監査法人トーマツ (現・有限責任監査法人トーマツ) 入所
2019年 12月 吉川和美公認会計士事務所開設 (現任)
2020年 9月 (株)坂ノ途中取締役
2022年 6月 バルテス(株)(現・バルテス・ホールディングス(株))社外監査役
2022年 9月 U b i e(株)社外監査役 (現任)
2023年 6月 バルテス(株)(現・バルテス・ホールディングス(株))社外取締役 (監査等委員) (現任)
2023年 6月 当社社外監査役 (現任)

社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、公認会計士としての会計及び財務に関する専門的知識を有し、企業の監査やコンサルティングの形での会計監査業務の経験や長年に亘るダイバーシティに関する活動に加え、他社における取締役や社外監査役としての経験を有しております。2023年6月以降は当社の社外監査役としてその職務を適切に果たしてきました。同氏の経験と知見、実績を活かし、独立した立場と客観的な視点から適切に監査・監督の職務を遂行し、当社グループのガバナンス強化と企業価値の向上のために貢献をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者に指名いたしました。

候補者
番号

3

おおつき
大槻

かずこ
和子

(現姓：今岡)

1972年8月7日生(満52歳) 女性

新任

社外

独立



略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1996年10月 監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）入所
2000年5月 公認会計士登録
2015年12月 有限責任監査法人トーマツ退所
2016年1月 今岡公認会計士・税理士事務所入所（現任）
2021年9月 地方独立行政法人大阪産業技術研究所監事（現任）
2023年3月 サカティンクス㈱社外取締役（現任）
2023年6月 石原ケミカル㈱社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年6月 当社社外監査役（現任）

監査役在任年数 1年

所有する当社株式の数
- 株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

監査役会への出席状況
11回／11回（100%）

社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、公認会計士としての会計及び財務に関する専門的知識や経験に加え、社外役員としての経験から、ダイバーシティやE S G経営にも高い見識を有しております。2024年6月以降は当社の社外監査役として、その職務を適切に果たしてきます。同氏の経験と知見、実績を活かし、独立した立場と客観的な視点から適切に監査・監督の職務を遂行し、当社グループのガバナンス強化と企業価値の向上のために貢献をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者に指名いたしました。

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **社外**は社外取締役候補者を、**独立**は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 大槻和子氏の戸籍上の氏名は、今岡和子であります。
4. 内藤欣也氏、吉川和美氏、大槻和子氏は社外取締役（監査等委員）候補者であります。当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 内藤欣也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 吉川和美氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 大槻和子氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
8. 当社は、内藤欣也氏、吉川和美氏、大槻和子氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、それぞれ法令に定める最低責任限度額であります。
本議案が原案どおり承認可決された場合には、各氏と当該契約と同等の内容の契約を締結する予定であります。
9. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役（監査等委員）に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
10. 吉川和美氏は、2025年7月に、公認会計士協会 近畿会 社外役員委員会の委員長に就任予定です。

ご参考

取締役候補者のスキル・マトリックス

第3号議案、第4号議案、第5号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制です。

取締役候補者の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

役 職	氏 名	経営スキル							事業の専門性に関するスキル			
		企業経営	財務・会計 資本政策	法 務 ガバナンス	経営企画 事業戦略	人事・労務 ダイバーシティ	ICT・DX	環 境 エネルギー	家電小売 事 業	住 環 境 事 業	マーケティング	ロジスティクス
代表取締役 会 長	金谷 隆平	●	●	●	●	●		●	●		●	
代表取締役 社長執行役員	高橋 徹也	●			●		●	●	●	●	●	●
社外取締役	山平 恵子	●	●		●	●		●		●	●	
社外取締役	河野 純子	●			●	●					●	
社外取締役	西川 清二	●			●	●	●					
社外取締役 (監査等委員)	内藤 欣也	●		●		●						
社外取締役 (監査等委員)	吉川 和美	●	●	●		●						
社外取締役 (監査等委員)	大槻 和子	●	●	●		●						

スキルセットの選定理由

スキルセット		選定の理由
経営スキル	企業経営	経営理念「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」の実現を通じて当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るため、経営環境の変化を見定め長期的な視点で適切な経営戦略を構築できる幅広い知見・経験が必要である。
	財務・会計 資本政策	財務の健全性を確保するとともに、効率的な資金運用による成長投資と株主還元をバランスさせつつ、新たな社会価値の創出を当社グループの持続的な成長と企業価値の向上につなげることができる豊富な知見・経験が必要である。
	法務 ガバナンス	当社グループの事業の安定的な運営を通じて企業価値を向上させるため、社会規範や企業倫理を含む幅広い法務の知見と、経営戦略の実践を当社グループの持続的な成長につなげる実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築できるスキルが必要である。
	経営企画 事業戦略	当社グループの持続的な成長及び企業価値向上に向けて、事業ポートフォリオの効果的な組み替えにより強固な収益基盤を構築し、新たな社会価値創出に向けた外部とのアライアンス体制を構築できる知見・経験が必要である。
	人事・労務 ダイバーシティ	社会の変化がもたらすリスクを抑制し、新たな事業機会を捉えて当社グループの持続的な成長につなげていく組織力の源泉である『人財』の育成をリードし、従業員エンゲージメントの高度化を新たな顧客価値の創出及び企業価値の向上に結びつけていくため、『多様な人財』のマネジメントに関する知見・経験が必要である。
	ICT・DX	顧客の利便性や新たな体験価値の提供、業務効率の向上、迅速・的確な経営判断、事業継続性、セキュリティなどの視点からデータフローの最適化を図るため、デジタル技術に精通し、イノベーションをリードしていくことができる知見・経験が必要である。
	環境 エネルギー	気候変動をはじめとする環境課題やエネルギー問題がもたらす中長期的な『リスク』と『機会』をタイムリーに経営戦略に組み込み、当社グループが目指す「家庭のカーボンニュートラルの実現」という新たな社会価値創出につなげる知見・経験が必要である。
事業の専門性に関するスキル	家電小売事業	祖業であり、最大の収益基盤である『家電小売事業』を中長期的な中核事業に位置づけ、その事業インフラを活用できるなどの親和性の高い関連事業を開発して新たな収益事業に育成していくため、家電小売事業の知見・経験が必要である。
	住環境事業	製品の機能面や配送・設置・工事(宅内作業)などの事業インフラ面で『家電小売事業』と親和性が高く、当社グループが目指す新たな社会価値「高齢社会のレジリエンス強化支援」の柱となる住環境事業の知見・経験が必要である。
	マーケティング	あらゆる世代の顧客やその生活様式にマッチしたバリエーション豊富なマーケティングの実施、購入後のアフターサービスにとどまらず、リコールなどの『製品安全』対策を前提とした膨大な顧客情報の蓄積と製品情報の提供、顧客の購買動向やプロファイリングに基づくマーケティングオートメーションやOMO(Online Merges with Offline)の推進など、業界特有のマーケティングスキルが必要である。
	ロジスティクス	大型の重量物や設置・工事を伴う製品を取り扱い、製品の備蓄、営業店舗・配送拠点などの事業拠点への補給、EC事業における宅配出荷などの複雑な機能を併せ持つ物流インフラを統括して『家電小売事業』の動脈を担うため、業界特有のロジスティクスに関する知見・経験が必要である。

取締役の選任に関する方針と手続き

- 取締役の選任にあたっては、当社の経営方針・事業内容・課題等に関して知識・理解・経験を有し、当社の中長期的な企業価値向上に貢献しうる人財であることを基本とし、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める「指名・報酬委員会」が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。なお、監査等委員である取締役の選任に際しては、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会で決定いたします。
- 社外取締役については、職務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の職務執行を適切に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有する人財であり、出身の各分野において豊富な経験と高い見識を有していることを重視しております。
- 当社における独立性判断基準は、会社法の求める社外役員の社外性要件、証券取引所の求める独立性基準とともに満たすことを基本とし、企業価値及び株主利益の向上に寄与することができる適切な人財を社外役員候補者としており、独立役員として証券取引所に届け出ております。
なお、独立性判断基準は適宜取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。

取締役会のスキルに関する考え方

- 上新電機グループは、関西・東海・関東・北信越エリアにおいて家電やエンターテインメント分野の小売事業及び家庭内インフラの施工を含めた住環境事業などを中核事業として展開しており、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制システムを構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指しています。
- 当社は監査等委員会設置会社への移行を目指しており、移行後の取締役会は経営方針や経営戦略の決定を行うとともに、業務執行の権限を大幅に委譲し、取締役の職務執行の監督機能を強化することによって当社の持続的な成長と企業価値の向上を目指します。
取締役会がその役割を適切に果たすためには、上新電機グループの事業内容や運営組織、ガバナンス体制等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが求められ、また、そのスキルは事業環境とともに常に変化します。
- 当社の取締役会において経営方針や経営戦略の決定及び取締役の職務執行の監督を適切に行うためには、「企業経営」の経験や「財務・会計・資本政策」「法務・ガバナンス」「経営企画・事業戦略」「人事・労務・ダイバーシティ」「ICT・DX」「環境・エネルギー」などの経営に必要なスキルに加え、「家電小売事業」や「住環境事業」及びそれらの成長を支える「マーケティング」「ロジスティクス」など、業界特有のスキルが求められます。
- 監査等委員である取締役は、取締役として監督機能を発揮することに加え、監査等委員会として取締役の職務執行の監査を適切に行うため、上記取締役会に求められるスキルのうち、特に「法務」、「財務・会計」に関するスキルを備えることが重要であると考えています。

取締役会の実効性向上に向けたスキル・マトリックスの活用

当社は、取締役会を構成する取締役の多様性が取締役会の実効性を左右し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大きな影響を与えるとの考えに基づき、取締役の知識・経験・能力など取締役会の構成のバランス・多様性のあり方について取締役会で定期的に審議し、取締役に求められるスキルを特定のうえ「スキル・マトリックス」として公表しています。

当社は「スキル・マトリックス」を、特定の分野に強みを持つ人財を幅広く採用することで取締役会のスキル・多様性を適切に確保するためのツールと考えており、取締役の選任にあたっては、「スキル・マトリックス」に照らして必要なスキル・経験を有する候補者を選定し、定時株主総会で決定する手続きをとります。

当社は「スキル・マトリックス」を以下のとおり活用しています。

1. 経営戦略に照らして取締役会に必要なスキルの特定
2. あるべき取締役会の構成と現状とのギャップの把握
3. 不足するスキルを保有する人財の取締役にの登用
4. 不足するスキルに関する取締役のトレーニングの充実
5. 取締役のサクセッションプランへの活用
6. 執行役員その他幹部社員のサクセッションプランへの活用

当社は「スキル・マトリックス」がサクセッションプランにおいて重要な役割を果たすと考え、業務執行取締役及びCEOの候補者を育成するための中核人財の評価基準として活用しています。次期候補の育成においては、現取締役、執行役員、幹部社員を対象とするトレーニングを継続的に実施しています。特に執行役員については、取締役も参集する執行役員会やサステナビリティ委員会、リスク管理委員会等において、法務・ガバナンス、営業戦略、財務戦略、人財戦略、グループ経営等、取締役に求められる幅広いスキル・知見を共有しているほか、執行役員の職務遂行の結果について取締役会で定期的な報告を求めるなど、将来取締役及びCEOの任にあたることのできる人財としての評価・育成を十分な時間をかけて行っています。

第6号議案

補欠監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

わかすぎ よういち
若杉 洋一

1966年8月2日生(満58歳) 男性

新任

社外

独立



略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1994年4月 弁護士登録
大江橋法律事務所入所
2001年4月 同所 パートナー弁護士（現任）
2008年5月 (株)パル（現(株)パルグループホールディングス）社外監査役
2014年4月 神戸大学法科大学院 非常勤講師（現任）
2016年10月 京都大学法学部 非常勤講師（現任）
2020年4月 大阪弁護士会 副会長・近畿弁護士会連合会 常務理事
2021年3月 I-PEX(株) 社外取締役（監査等委員）

所有する当社株式の数

- 株

補欠の社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての高度な専門的知識や経験に加え、社外役員としての経験や大学・大学院の非常勤講師を務める等、幅広い視野に基づく経験と高い見識を有しております。それらを活かし、独立した立場と客観的な視点から適切に監査・監督の職務を遂行し、当社グループのガバナンス強化と企業価値の向上のために貢献をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者に指名いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **社外**は社外取締役候補者を、**独立**は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 若杉洋一氏は、補欠の社外取締役（監査等委員）候補者であります。同氏が社外取締役（監査等委員）に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 若杉洋一氏が社外取締役（監査等委員）に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、若杉洋一氏が社外取締役（監査等委員）に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額決定の件

当社取締役の報酬の額は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において年額240百万円以内とご決議いただき、今日に至っております。

当社は、第3号議案「定款一部変更の件(監査等委員会設置会社への移行等)」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額240百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、社外取締役への支給分を含め、それぞれの職責並びに当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告3. 会社役員に関する事項（5）取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針に記載のとおりであります。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件(監査等委員会設置会社への移行等)」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案

監査等委員である取締役の報酬総額決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2020年6月23日開催の第72回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の月額報酬額と同額とし、年額に換算しまして、年額72百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件(監査等委員会設置会社への移行等)」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象として信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつきご承認をいただき（当該承認の決議を以下「前回決議」という。）、現在に至るまで本制度を運用していますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に係る報酬枠を、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬枠として改めて設定することについてご承認をお願いいたします。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告3. 会社役員に関する事項（5）取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針に記載のとおりであり、本議案、第3号議案及び第7号議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案及び第7号議案に記載のとおり変更することを予定しています。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであって、実質的な内容は前回決議によりご承認いただきました内容と同一です。また、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるべきことは監査等委員会設置会社への移行後も変わりません。さらに、本議案の内容は、上記のとおり変更予定の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従って報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっております。以上より、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現時点において本制度の対象となる取締役の員数は5名ですが、第3号議案「定款一部変更の件(監査等委員会設置会社への移行等)」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「取締役」とは、かかる取締役をいう。）は2名となります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件(監査等委員会設置会社への移行等)」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済み。以下「本信託」という。）が当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、取締役の退任時（監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役のいずれでもなくなった時点。以下同じ。）です。

① 本制度の対象者（注１）	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 延長分の信託期間（2023年10月から2026年9月までの約3年間）（注２）において、本制度に基づき交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金300百万円
③ 当社株式の取得方法（今後もしあれば）	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
④ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり50,000ポイント
⑤ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑥ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として取締役の退任時

（注1） 監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回決議のとおり、社外取締役を除く取締役を対象としています。

（注2） 後記（２）のとおり、本信託の信託期間を延長済みです。

（２）当社が拠出する金銭の上限

当社は、本信託の当初の信託期間を2017年9月からの約3年間とし本信託を設定し、本制度に基づき交付するために必要な当社株式の取得資金を前回決議の範囲内で本信託に拠出しております。その後、当社は、信託期間を約3年間延長する（延長分の信託期間：2023年10月から2026年9月まで）とともに、かかる延長に伴い、本制度に基づき交付するために必要な当社株式の取得資金を前回決議の範囲内で本信託に追加拠出しております。本信託はかかる本信託内の金銭を原資として当社株式を取得しておりますが、本信託内の当社株式数が本制度に基づき交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当社株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当社は、かかる不足分の当社株式の取得資金を本信託にさらに追加拠出し、本信託において当社株式を追加取得することがあります。ただし、当社株式の取得資金として当社が本信託に行う追加拠出は、上記延長分の信託期間（2023年10月から2026年9月までの約3年間）内において合計金300百万円以内になるように、かかる上限額の範囲内で行うものとします。

なお、信託期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、信託期間を約3年以内の期間を定めてさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下も同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の信託期間内に、本制度に基づき交付するために必要な当社株式の追加取得資金（注３）を本信託に追加信託し（注４）、下記（３）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とする。）。

（注3） 当該延長をした信託期間の年数に金100百万円を乗じた金額を上限とします。

（注4） 当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社は、当社と委任関係にある執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて追加信託することがあります。また、上記のように本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時ににおいて、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。なお、本定時株主総会終結以降に、本定時株主総会終結までの職務執行に対するポイントを前回総会決議の範囲内で付与することがあります。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり50,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、当社の取締役会の決議によりそれまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として取締役の退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

MEMO

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、長期化するウクライナ紛争、中東の政情不安、中国経済の成長鈍化、世界的な原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇等による諸物価の上昇に加えて米国の通商政策の大きな変革の影響等から、景気の先行きは極めて不透明な状態が続いています。

当家電販売業界におきましても、物価高を背景とした実質賃金の伸び悩み等から節約志向も高まり、家電製品等の耐久消費財に対する消費の盛り上がり欠ける中、夏の猛暑による影響で伸長したエアコンや買い替え需要に伴う携帯電話等を除いて、どの商品群もおしなべて前年実績を下回る状況となりました。

今後の商環境におきましても、不透明な景気の見通し、地域紛争激化等地政学的リスク、原材料高騰等に起因する各種経済指標の悪化、消費マインドや可処分所得の低下による耐久消費財に対する需要の低迷等から、同業者間の競争はますます激しくなることが予想されます。

このような状況下、今年度が2年目となる3カ年の中期経営計画『JT-2025経営計画』に取り組みました。この計画は当社グループが目指す、2030年にあるべき姿「地域社会の成長を支え、人と環境の未来に貢献する企業」へと進化すべく、バックキャストの思考で2025年度を通過点とし、お客さまの課題解決、お役立ち実現による顧客生涯価値の創出を目指し、各種目標達成に向けた具体的な戦略の立案、実行により、計画を遂行してまいります。

店舗展開につきましては、引き続き店舗力の強化と投資効率の改善を目指す、適切なスクラップアンドビルドの方針のもと、ハズイタウン守山店（滋賀県）等6店舗の出店を行うとともに5店舗の撤収を行った結果、当期末の店舗数は215店舗となりました。

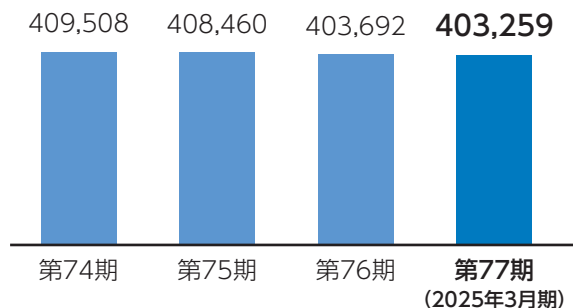
以上の結果、当期の連結業績は、次のとおりとなりました。

連結業績の概況

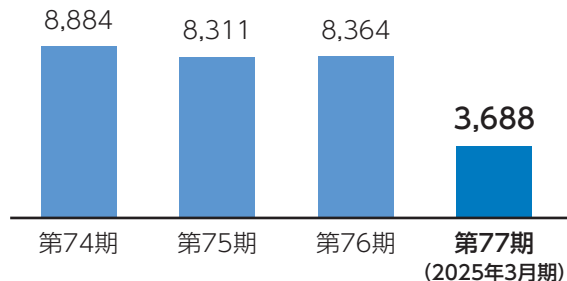
(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期	増減額	前期比
売上高	403,692	403,259	△432	99.9%
営業利益	8,364	3,688	△4,676	44.1%
経常利益	8,251	3,491	△4,760	42.3%
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,891	3,407	△1,483	69.7%

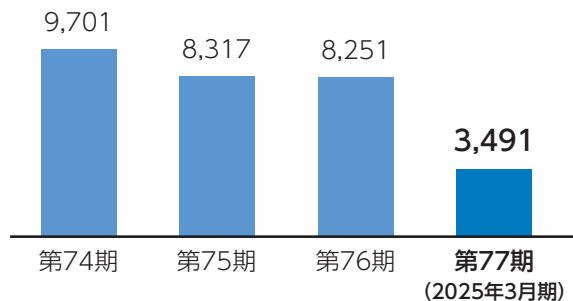
■ 売上高 (百万円)



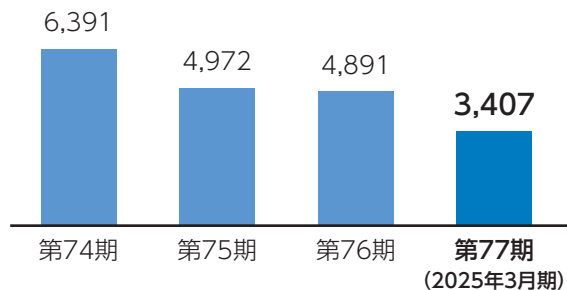
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



品種別売上高

区 分		売上高	構成比	対前期増減率
家 電		百万円	%	%
	テレビ	25,155	6.2	△7.4
	ビデオ及び関連商品	5,899	1.5	△13.7
	オーディオ及び関連商品	6,733	1.7	△3.7
	冷蔵庫	23,988	6.0	△9.0
	洗濯機・クリーナー	35,847	8.9	△3.9
	電子レンジ・調理器具	17,096	4.2	△2.7
	理美容・健康器具	13,455	3.3	△3.4
	照明器具	2,517	0.6	△2.6
	エアコン	41,947	10.4	5.5
	暖房機	3,123	0.8	△0.9
	その他	17,166	4.3	△1.6
小計		192,932	47.9	△3.1
情 報 通 信	パソコン	19,981	4.9	△4.1
	パソコン周辺機器	12,839	3.2	4.6
	パソコンソフト	850	0.2	△5.1
	パソコン関連商品	17,598	4.4	△2.6
	電子文具	380	0.1	△13.3
	電話機・ファクシミリ	971	0.2	△6.1
	携帯電話	49,110	12.2	28.6
	その他	4,396	1.1	32.2
小計		106,128	26.3	11.6
そ の 他	音楽・映像ソフト	5,007	1.2	4.5
	ゲーム・模型・玩具・楽器	56,387	14.0	△11.4
	時計	1,111	0.3	△8.4
	修理・工事収入	19,112	4.7	6.2
	その他	22,579	5.6	3.5
小計		104,199	25.8	△4.8
合計		403,259	100.0	△0.1

(注) △印は減少を示します。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資額は59億円で、その主なものは、店舗の新設、既存店舗の改装等であり
ます。

新設店舗 < 6 店舗 >

奈良店 (奈良県)	ハズイタウン守山店 (滋賀県)	ソコラ所沢店 (埼玉県)
草加松原店 (埼玉県)	プライムツリー赤池店 (愛知県)	新小松イオンモール店 (石川県)

主な改装店舗

門真店 (大阪府)	羽曳が丘店 (大阪府)	外環八尾店 (大阪府)
大日イオンモール店 (大阪府)	イオンタウン加古川店 (兵庫県)	川西イオンタウン店 (兵庫県)
亀岡店 (京都府)	城陽インター店 (京都府)	東近江店 (滋賀県)
富雄南イオンタウン店 (奈良県)	松戸店 (千葉県)	蟹江店 (愛知県)
多治見店 (岐阜県)	射水店 (富山県)	羽咋店 (石川県)
長岡古正寺店 (新潟県)		

撤収店舗 < 5 店舗 >

はりなかの店 (大阪府)	ツタヤ加古川店 (兵庫県)	守山店 (滋賀県)
草加まつばら店 (埼玉県)	桑名イオンモール店 (三重県)	

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、賃金の持続的な上昇を背景に緩やかな回復が続く一方で、原材料価格の高騰等による物価上昇、金融政策の変更による金利上昇、米国の通商政策の大きな変革による影響など、景気の先行きに対する懸念材料も多く、極めて不透明な状態が続くものと思われます。

当家電販売業界におきましても、世界的な地域紛争激化等地政学的リスクの拡大、原材料高騰等に起因する各種経済指標の悪化、インフレに伴う実質的な所得の伸び悩みによる耐久消費財に対する消費マインドの低迷等から、同業者間の競争はますます激しくなることが予想されます。

このような厳しい状況下ではありますが、当社グループは、中期経営計画『JT-2025経営計画』に基づく各種目標達成に向け、引き続きより具体的な戦略を立案、実行し、グループ一丸となって着実に計画を遂行してまいります。

当経営計画における戦略は、当社グループが積み重ねてきた、社是「愛」に基づくサービスの実践により、お客様の暮らしに寄り添う「コンシェルジュ」となり、お客様ひとりひとりの課題解決、お役立ちによる顧客生涯価値の創出の実現を通じて、お客様の輪を広げて行くことを目的とした、将来に向けた持続可能なビジネスモデルとなります。

当社グループが企業価値を高め、持続的成長を果たしていくためには、投下資本を上回る「利益効率」を確保し、生み出されたアウトプットを再投資することで、更なるリターンを生み出し続ける、このようなサイクルを回し続けることが求められます。『JT-2025経営計画』では、この「ファンベース戦略」を通じて、量の拡大から質の向上への変革により、「収益力」の強化、いわゆる「稼ぐ力」の強化に取り組んでまいります。そのうえで「投資効率」を高いレベルで持続的に確保できる、筋肉質でサステナブルな経営体制への移行を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期	第75期	第76期	第77期(当期)
	2021.4.1～2022.3.31	2022.4.1～2023.3.31	2023.4.1～2024.3.31	2024.4.1～2025.3.31
売 上 高(百万円)	409,508	408,460	403,692	403,259
経 常 利 益(百万円)	9,701	8,317	8,251	3,491
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(百万円)	6,391	4,972	4,891	3,407
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	238.78	186.77	185.90	131.13
総 資 産(百万円)	217,417	223,218	232,775	231,503
純 資 産(百万円)	98,641	100,698	104,613	104,665

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。
なお、期中平均株式数は、役員及び従業員向け株式交付信託口が保有する当社株式を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
ジョーシンサービス株式会社	60	100.0	家電商品等の配送、据付、修理及び保守業務
ジョーシンテック株式会社	100	100.0	損害保険・生命保険代理店業務
ジェー・イー・ネクスト株式会社	50	100.0	音楽・映像ソフトのレンタル、中古書籍等の売買
兵庫京都ジョーシン株式会社	20	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジャプロ株式会社	10	(100.0)	情報機器、通信機器の取付・設定
東海ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
関東ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
滋賀ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
和歌山ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J・P・S 商事株式会社	10	100.0	家電商品等の販売
北信越ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J S D INSURANCE PTE.LTD.	千シンガポール ドル 700	(100.0)	損害保険の再保険引受

(注) 1. 連結子会社は、上記の12社であります。

2. ジャプロ株式会社の「当社の議決権比率」欄の（ ）内は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。

3. J S D INSURANCE PTE.LTD.の「当社の議決権比率」欄の（ ）内は間接所有であり、ジョーシンテック株式会社が所有しております。

③ 特定完全子会社の状況

当社には、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社及びその連結子会社で構成するジョーシングループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

当社は、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンサービス株式会社は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシンテック株式会社は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。また、JSD INSURANCE PTE.LTD.は、長期修理保証制度におけるグループ損益の改善と資金流動の効率化を図ることを目的としたキャプティブ（再保険会社）であります。

ジェー・イー・ネクスト株式会社は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおります。

J・P・S 商事株式会社は、家電商品等の販売業務を行っております。

当社は、兵庫京都ジョーシン株式会社、東海ジョーシン株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社及び北信越ジョーシン株式会社に店舗運営の一部を業務委託しております。

(8) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

- ① 本 社 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- ② 店 舗 215店舗

所在地	店舗数	名称	所在地	店舗数	名称
大阪府	59店	日本橋店 他	群馬県	1店	太田イオンモール店
兵庫県	37店	三宮1ばん館 他	愛知県	16店	スーパーキッズランド大須店 他
京都府	12店	京都1ばん館 他	岐阜県	7店	多治見店 他
滋賀県	13店	西大津店 他	三重県	8店	松阪店 他
奈良県	13店	奈良店 他	静岡県	1店	焼津インター店
和歌山県	8店	和歌山店 他	富山県	8店	富山本店 他
東京都	3店	王子店 他	石川県	4店	金沢本店 他
神奈川県	2店	相模原小山店 他	福井県	2店	福井本店 他
埼玉県	6店	鴻巣店 他	新潟県	9店	亀貝店 他
千葉県	5店	市川大野店 他	長野県	1店	長野インター店

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,295名	50名増

(注) 従業員数には、臨時従業員3,171名（一般従業員の標準勤務時間数から換算した平均年間雇用人員数）は含んでおりません。

(10) 借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	14,048
株式会社三菱UFJ銀行	6,695
三井住友信託銀行株式会社	4,984

(注) 上記は、借入総額の10%以上の借入先であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

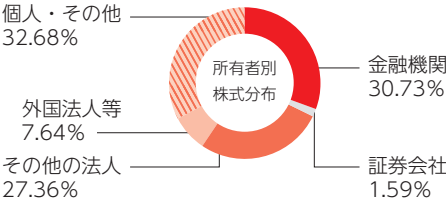
- (1) 発行可能株式総数

99,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

28,000,000株
- (3) 株 主 数

議決権のある株主数 22,795名

株主総数 253,005名
- (4) 大 株 主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,271,400	8.55
上新電機社員持株会	1,794,425	6.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,176,222	4.43
株式会社りそな銀行	800,000	3.01
第一生命保険株式会社	675,000	2.54
シャープ株式会社	542,500	2.04
損害保険ジャパン株式会社	426,700	1.60
三井住友信託銀行株式会社	336,000	1.26
上新電機取引先持株会	334,325	1.25
三菱UFJ信託銀行株式会社	320,000	1.20

(注) 持株比率は、自己株式 (1,453,786株) を控除して計算しております。

- (5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況
- 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	金 谷 隆 平	社長執行役員
代 表 取 締 役	高 橋 徹 也	副社長執行役員 営業戦略担当
取 締 役	横 山 晃 一	常務執行役員 インフラ戦略担当
取 締 役	田 中 幸 治	常務執行役員 経営企画・人財戦略担当
取 締 役	大 代 卓	常務執行役員 財務戦略担当
取 締 役	内 藤 欣 也	弁護士 内藤法律事務所
取 締 役	山 平 恵 子	MIRARTHホールディングス(株) 社外取締役 品川リフラクトリーズ(株) 社外取締役 丸一鋼管(株) 社外取締役
取 締 役	河 野 純 子	河野純子事務所 NPO法人Tokyo International Progressive School理事 慶應義塾大学SFC研究所上席所員 ライフシフト・ジャパン(株) 取締役CMO ダイドーグループホールディングス(株) 社外取締役
取 締 役	西 川 清 二	
監 査 役(常 勤)	山 本 英 寿	
監 査 役	早 川 芳 夫	公認会計士
監 査 役	吉 川 和 美	公認会計士 吉川和美公認会計士事務所 バルテス・ホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) Ubie(株) 社外監査役
監 査 役	大 槻 和 子	公認会計士 今岡公認会計士・税理士事務所 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 監事 サカタインクス(株) 社外取締役 石原ケミカル(株) 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 2024年6月25日開催の第76回定時株主総会において、大槻和子氏が新たに監査役に選任されました。
2. 橋本雅康氏は、2024年6月25日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役内藤欣也、山平恵子、河野純子及び西川清二の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役早川芳夫、吉川和美及び大槻和子の各氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役早川芳夫、吉川和美及び大槻和子の各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	元 井 健 介	商品政策・ロジスティクス担当
執 行 役 員	酒 井 竜 雄	営業統轄・ファンベース戦略担当
執 行 役 員	阿 部 孝 次	営業戦略担当
執 行 役 員	橋 本 和 彦	C R M・MA担当
執 行 役 員	江里口 喜 浩	店舗事業(関西)担当
執 行 役 員	木 原 辰 浩	I C T・D X担当
執 行 役 員	畑 島 和 也	サポート・サービス担当
執 行 役 員	荒 内 創	E C事業担当
執 行 役 員	西 尾 公 則	人事・総務担当
執 行 役 員	高 木 勝 敏	スマートライフ担当
執 行 役 員	添 田 大 幸	店舗事業(東海・東京)担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料の全額を負担しております。

その契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金銭 報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	
取 締 役 (うち、社外取締役)	215 (32)	126 (32)	37 (一)	51 (一)	9 (4)
監 査 役 (うち、社外監査役)	36 (20)	36 (20)	—	—	5 (4)
計 (うち社外役員)	251 (53)	162 (53)	37 (一)	51 (一)	14 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において年額240百万円以内と決議されております（業績連動株式報酬は含みません。また、現在使用人兼務取締役も存在しません）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）であります。また、これとは別に2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、信託期間（3年間）中に300百万円を上限とする金銭を拠出し、信託期間中に選任され就任した取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬を支給することが決議されております。これにより取締役に付与する当社株式の株数の上限は、支給の対象となる取締役全員で1事業年度当たり50,000株となっております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）であります。また、2020年6月23日開催の取締役会、次いで2023年4月18日開催の取締役会において、それぞれ株式交付規程の一部改定・新設を行ったうえで3年間延長することが決議されております。
2. 業績連動金銭報酬は、個人業績連動金銭報酬と財務指標連動金銭報酬にて構成されております。個人業績連動金銭報酬については各取締役の職務遂行の成果を指標とし、財務指標連動金銭報酬については営業利益を指標とし、それぞれの目標達成度合いに応じて報酬額を算出しております。なお、当事業年度における営業利益は3,688百万円であります。
3. 業績連動株式報酬は、財務指標連動株式報酬とサステナビリティ指標連動株式報酬にて構成されております。財務指標連動株式報酬についてはROEを指標とし、サステナビリティ指標連動株式報酬についてはCDP気候変動スコア及び従業員エンゲージメントスコアを指標とし、それぞれの目標値に対する達成度合いに応じて報酬額を算出しております。なお、当事業年度におけるROEは3.3%、CDP気候変動スコアはA、従業員エンゲージメントスコアは63点であります。
4. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、株式報酬引当金繰入額51百万円が含まれております。
5. 監査役の報酬限度額は2020年6月23日開催の第72回定時株主総会において月額6百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

①基本方針

- ・経営戦略、経営目標に即した職務の遂行を最大限に促すものとする。
- ・当社役員の役位と、業績貢献に応じた報酬とする。
- ・株主の皆さまと利益・リスクを共有し、株主視点での経営への動機付けとなる報酬とする。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることで、透明性及び客観性を確保する。

②報酬の構成

取締役報酬は、確定金銭報酬（50%）、個人業績連動金銭報酬（10%）、財務指標連動金銭報酬（10%）、財務指標連動株式報酬（10%）及びサステナビリティ指標連動株式報酬として環境経営指標連動報酬（10%）、従業員エンゲージメント指数連動報酬（10%）で構成するものとし、個別配分については、役位及び役割に応じて報酬倍率を設定しております。

役員報酬構成の概要は、以下のとおりです。

報酬構成		構成比	
確定金銭報酬		50%	金銭報酬70%
個人業績連動金銭報酬	モニタリング評価連動	10%	
財務指標連動金銭報酬	営業利益実績連動	10%	
財務指標連動株式報酬	ROE実績連動	10%	株式報酬30%
サステナビリティ指標 連動株式報酬	環境経営指標連動	10%	
	従業員エンゲージメント 指数連動	10%	

<役位別の取締役報酬>

取締役報酬の基準を「取締役兼執行役員」とし、その基準月額報酬は従業員の給与制度上の最高給与月額の300%以内と定めております。取締役報酬は取締役の役位別の報酬倍率と業績により決定いたします。役位別の報酬倍率は、以下のとおりです。

役位	報酬倍率	代表取締役の報酬倍率	C E O の報酬倍率	報酬倍率(合計)
取締役会長	1. 7	—	—	1. 7
取締役兼社長執行役員	2. 0	0. 2	0. 3	2. 5
取締役兼副社長執行役員	1. 7	0. 2	—	1. 9
取締役兼専務執行役員	1. 4	—	—	1. 4
取締役兼常務執行役員	1. 2	—	—	1. 2
取締役兼執行役員	1. 0	—	—	1. 0

<取締役の各報酬要素の概要>

【金銭報酬(70%)】

・確定金銭報酬(50%)

取締役としての役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給いたします。

(短期インセンティブ報酬としての金銭報酬)

・個人業績連動金銭報酬(10%)

指名・報酬委員会が事業年度毎に各取締役の職務遂行の成果を評価し、支給額は、目標達成時を100%として、50%~150%の範囲内で変動します。当該業績連動報酬は確定金銭報酬と合算して毎月金銭で支給いたします。

・財務指標連動金銭報酬(10%)

労使一体となって業績向上に取り組むため、従業員の決算賞与と同じく営業利益の計画達成度に応じて決定いたします。支給額は、目標達成時を100%として、0%~150%の範囲内で変動します。

【株式報酬(30%)】

(長期インセンティブ報酬としての株式報酬)

・財務指標連動株式報酬(10%)

資本収益性の改善度を報酬に反映させるため、中期経営計画に定めるR O E 計画達成度に基づく報酬として株式を交付いたします。

・環境経営指標に基づく株式報酬(10%)

気候変動がもたらす環境課題をリスクと機会の観点から経営戦略に組み込み、社会に対するポジティブインパクトの創出を当社の持続的な成長に結びつけるため、取締役の積極的な関与を促すインセンティブとして導入し、環境経営指標（C D P 気候変動スコア）に基づく報酬として株式を交付いたします。

・従業員エンゲージメント指数に基づく株式報酬(10%)

「環境の変化に応じた人財の確保」、「ダイバーシティ&インクルージョン」、「ワークライフバランス」、「人権尊重」の4つのテーマを軸に、多様な人財が生き生きと活躍できる社内環境の構築と人財の育成に積極的に投資することにより、従業員エンゲージメントの高度化によるC Sの向上（新たな社会価値の創出）を当社の持続的な成長に結びつけるため、その活動の進捗状況を「エンゲージメントスコア」として継続的に計測し、エンゲージメントスコアに基づく報酬として株式を交付いたします。

株式報酬については、当社取締役と株主の皆さまとの価値共有を促進し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、毎年1回、役位毎に定める役位ポイント数と役割毎に定める加算ポイント数を合計した役位別基礎ポイント数に、該当する財務指標、サステナビリティ指標の達成度合いに応じた支給係数を乗じて算出されるポイントを付与します。1ポイントは当社普通株式1株とし、各取締役が退任時に当社普通株式（一部は売却換金した金銭）の交付を受けるものです。

役位ポイントは役位に応じて下記のとおり設定しております。

役位	役位ポイント
取締役会長	2,040 Pt
取締役兼社長執行役員	2,400 Pt
取締役兼副社長執行役員	2,040 Pt
取締役兼専務執行役員	1,680 Pt
取締役兼常務執行役員	1,440 Pt
取締役兼執行役員	1,200 Pt

加算ポイントは役割に応じて下記のとおり設定しております。

役割	加算ポイント
最高経営責任者	360 Pt
代表権	240 Pt

支給係数は、該当する財務指標、サステナビリティ指標の目標値に対する達成率により設定されており、目標達成時を1.00として、0.00～1.50の範囲内で変動します。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は必ずしも業績連動報酬等の変動報酬が相応しいとは言えないため、固定報酬のみの支給とし、世間水準、当該社外取締役の経歴、専門分野における知識・経験等を考慮し、個別に決定しております。

監査役の報酬についても、固定報酬のみの支給としております。

③決定手続き

取締役の報酬等の決定方針は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により、決定しております。取締役会で取締役の役員報酬の決定に関する基本方針を含む「取締役報酬規程」を決議する際には、取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会で審議した結果を取締役に答申し、透明性及び客観性を高め、公正なプロセスで決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬金額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

①会社役員等の重要な兼職の状況

「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
内藤 欣也 (社外取締役)	取締役会 18回/18回出席	取締役会では、特に法務ガバナンス、人事労務について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
山平 恵子 (社外取締役)	取締役会 18回/18回出席	取締役会では、特に企業経営、環境対策について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
河野 純子 (社外取締役)	取締役会 18回/18回出席	取締役会では、特に営業マーケティング、ダイバーシティについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
西川 清二 (社外取締役)	取締役会 18回/18回出席	取締役会では、特にICT・DXについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
早川 芳夫 (社外監査役)	取締役会 18回/18回出席 監査役会 14回/14回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
吉川 和美 (社外監査役)	取締役会 18回/18回出席 監査役会 14回/14回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。
大槻 和子 (社外監査役)	取締役会 14回/14回出席 監査役会 11回/11回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

(注) 社外監査役大槻和子氏は、2024年6月25日開催の定時株主総会において選任されております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 50百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 67百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「気候変動対応支援業務」等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
ただし、1株当たり当期純利益は小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	125,169	流動負債	80,555
現金及び預金	7,708	支払手形及び買掛金	29,227
売掛金	25,390	1年内返済予定の長期借入金	13,952
棚卸資産	70,298	コマーシャル・ペーパー	7,000
未収入金	18,994	未払法人税等	949
その他	2,779	契約負債	9,466
貸倒引当金	△1	賞与引当金	3,029
固定資産	106,333	ポイント引当金	34
有形固定資産	72,968	株式報酬引当金	97
建物及び構築物（純額）	39,453	その他	16,797
工具、器具及び備品（純額）	4,999	固定負債	46,282
土地	27,064	長期借入金	25,072
リース資産（純額）	211	リース債務	1,126
建設仮勘定	60	契約負債	14,302
その他（純額）	1,178	再評価に係る繰延税金負債	387
無形固定資産	3,612	株式報酬引当金	363
借地権	1,110	退職給付に係る負債	128
その他	2,501	資産除去債務	3,980
投資その他の資産	29,752	その他	920
投資有価証券	6,032	負債合計	126,837
繰延税金資産	567	純資産の部	
退職給付に係る資産	7,396	株主資本	100,587
差入保証金	12,600	資本金	15,121
その他	3,251	資本剰余金	19,245
貸倒引当金	△96	利益剰余金	70,850
資産合計	231,503	自己株式	△4,630
		その他の包括利益累計額	4,077
		その他有価証券評価差額金	3,102
		土地再評価差額金	△244
		退職給付に係る調整累計額	1,219
		純資産合計	104,665
		負債及び純資産合計	231,503

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	403,259	
売上原価	301,047	
売上総利益	102,212	
販売費及び一般管理費	98,524	
営業利益	3,688	
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	139	
受取手数料	69	
受取保険金及び配当金	58	
受取移転補償金	90	
その他	118	501
営業外費用		
支払利息	278	
証券代行事務手数料	304	
その他	115	698
経常利益		3,491
特別利益		
固定資産売却益	1,133	
投資有価証券売却益	3,007	4,141
特別損失		
固定資産売却損	142	
固定資産除却損	291	
減損損失	1,448	
その他	63	1,945
税金等調整前当期純利益		5,686
法人税、住民税及び事業税	1,645	
法人税等調整額	632	2,278
当期純利益		3,407
親会社株主に帰属する当期純利益		3,407

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	126,165	流動負債	109,016
現金及び預金	6,610	支払手形	860
売掛金	23,016	買掛金	26,257
商品	69,603	短期借入金	29,400
貯蔵品	155	1年内返済予定の長期借入金	13,952
未収入金	18,645	コマーシャル・ペーパー	7,000
その他	8,136	未払法人税等	592
貸倒引当金	△1	契約負債	9,462
固定資産	118,148	賞与引当金	2,659
有形固定資産	72,713	ポイント引当金	34
建物（純額）	37,454	株式報酬引当金	90
構築物（純額）	1,803	その他	18,706
工具、器具及び備品（純額）	4,903	固定負債	46,318
土地	27,064	長期借入金	25,072
リース資産（純額）	211	リース債務	1,126
建設仮勘定	60	契約負債	14,295
その他（純額）	1,215	再評価に係る繰延税金負債	387
無形固定資産	3,586	退職給付引当金	202
借地権	1,110	株式報酬引当金	363
その他	2,476	資産除去債務	3,951
投資その他の資産	41,848	その他	917
投資有価証券	6,024	負債合計	155,334
関係会社株式	663	純資産の部	
長期前払費用	16,411	株主資本	86,125
前払年金費用	5,269	資本金	15,121
繰延税金資産	899	資本剰余金	19,245
差入保証金	12,597	資本準備金	5,637
その他	78	その他資本剰余金	13,607
貸倒引当金	△96	利益剰余金	56,388
資産合計	244,313	その他利益剰余金	56,388
		別途積立金	13,000
		繰越利益剰余金	43,388
		自己株式	△4,630
		評価・換算差額等	2,854
		その他有価証券評価差額金	3,098
		土地再評価差額金	△244
		純資産合計	88,979
		負債及び純資産合計	244,313

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	402,219	
売上原価	297,353	
売上総利益	104,865	
販売費及び一般管理費	103,276	
営業利益	1,589	
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	139	
受取手数料	145	
受取保険金及び配当金	58	
受取移転補償金	90	
その他	115	577
営業外費用		
支払利息	461	
証券代行事務手数料	304	
その他	108	874
経常利益		1,293
特別利益		
固定資産売却益	1,133	
投資有価証券売却益	3,006	4,139
特別損失		
固定資産売却損	142	
固定資産除却損	289	
減損損失	1,448	
その他	62	1,942
税引前当期純利益		3,489
法人税、住民税及び事業税	1,193	
法人税等調整額	441	1,634
当期純利益		1,855

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和 久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 寛 喜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、上新電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和 久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 寛 喜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、上新電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第７７期事業年度の取締役並びに執行役員の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役並びに執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、通信回線及びインターネット等を経由した手段も活用し、取締役、執行役員、監査部、リスクマネジメント部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会並びに執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役並びに執行役員及び監査部、リスクマネジメント部その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役並びに執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制「内部統制システム」について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役並びに執行役員及び監査部、リスクマネジメント部その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からもその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役並びに執行役員等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会並びに執行役員会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役並びに執行役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役並びに執行役員の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

上新電機株式会社 監査役会

常勤監査役	山 本 英 寿 ㊞
監 査 役(社外監査役)	早 川 芳 夫 ㊞
監 査 役(社外監査役)	吉 川 和 美 ㊞
監 査 役(社外監査役)	大 槻 和 子 ㊞

以 上

株主総会 会場ご案内図

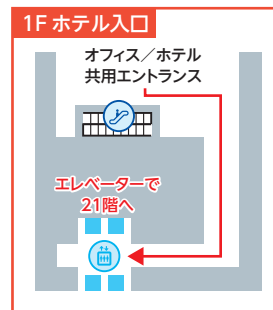
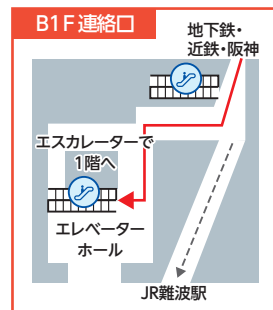
会 場

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

ホテルモントレ グラスミア大阪 21階 「スノーベリー」

電 話

06-6645-7111 (代表) ※マルイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。



お土産の配布はございません。

交通のご案内

■ 南海なんば駅

3F北改札or 2F 中央改札より
徒歩約10分

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

■ JR難波駅

B1F 改札より徒歩約1分

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、地下道30番出口にて直結

■ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約1分

■ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約5分

■ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約2分

■ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約2分

※周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。